

畜産防疫体制強化事業実施要領

(趣旨)

第1条 畜産防疫体制強化事業（以下「本事業」という。）の実施については、消費・安全対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3消安第7340号農林水産事務次官依命通知）、消費・安全対策交付金実施要領（平成17年4月1日付け16消安第10272号農林水産省消費・安全局長通知）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(目的)

第2条 本事業は、地域又は組織で一体となって防疫体制を強化することにより、畜産農家における疾病の発生を抑制し、畜産農家の経営安定と本県畜産業の持続的発展を図ることを目的とする。

(事業内容)

第3条 第4条に定める事業実施主体が次に掲げる事業を実施する場合に、その負担の軽減を図るため、事業の実施に要する経費の一部を支援する。

(1) 交付金ソフト事業

野生動物の侵入防止対策、死亡家畜の適正な保管、飼料の加熱処理、野生動物や環境からの家畜の伝染性疾患の感染予防対策、消毒等の農場バイオセキュリティ対策に必要な資機材について、食料安全保障確立対策推進交付金を活用して整備する。

(2) 交付金ハード事業

飼養衛生管理向上施設整備（鶏舎入気口フィルター整備、細霧装置整備及び野生動物侵入防止壁）及び農場の分割管理の導入に係る施設整備について、食料安全保障確立対策整備交付金を活用して実施する。

(事業実施主体)

第4条 本事業の実施主体は、市町村、農業協同組合等を中心とする防疫体制の強化に取り組む協議会等とする。

(事業の実施)

第5条 本事業の実施主体は、次に掲げる項目を実施する。

(1) 防疫資機材及び設備の管理

事業実施主体は、本事業で導入・整備した動力噴霧器等の防疫資機材及び設備の管理台帳を整備・保管し、配備した農場における使用記録台帳等により、資機材管理状況の把握を行うこと。

(2) 財産の処分の制限

第3条の事業について、要項第17条第1項の別に定める期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条に定める期間を準用する。

（事業の推進体制）

第6条 事業実施主体は、家畜の所有者、獣医師、行政等の関係者が一体となった防疫体制強化について、積極的な取組を行うこととする。

（補助対象経費等）

第7条 補助対象経費、補助対象期間、補助事業者等、補助率又は補助金額、計画変更申請要件、交付決定前着手承認の適用除外の有無、事業計画承認申請の要否、事業遂行状況報告及び実績報告期限は要項別表のとおりとし、県は、第3条に定める事業主体からの申請に基づき、予算の範囲内において補助する。

（事業実施計画の認定申請）

第8条 要項第3条の事業実施計画承認申請書は、別に知事が定める期日までに提出するものとする。

2 事業実施計画承認申請書に添付する事業計画書の様式は、第1号様式とする。

（事業実施計画の変更承認申請）

第9条 要項第5条第1項の事業実施計画変更承認申請書に添付する事業実施変更計画書の様式は、第1号様式を準用する。

（補助金の交付申請）

第10条 要項第6条第2項第1号の事業計画書の様式は、第1号様式とする。

（補助金の変更交付申請）

第11条 要項第8条第2項の事業変更計画書の様式は、第1号様式を準用する。

（実績報告）

第12条 要項第13条第2項第1号の事業実績書の様式は、第2号様式とする。

（補助金の請求）

第13条 要項第15条第2項の規定により、補助金の交付を概算払により受けようとするときは、第3号様式を添付することとする。

（雑則）

第14条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年7月17日から施行し、令和2年6月24日から適用する。

附 則

この要領は、令和３年６月１８日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附 則

この要領は、令和４年５月２３日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附 則

この要領は、令和７年５月１３日から施行し、令和７年４月１日から適用する。